

平成31年第4回 鹿沼市農業委員会総会議事録

平成31年4月24日（水）第4回鹿沼市農業委員会総会を菊沢コミュニティセンターにおいて開催した。

出席者委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	4番 矢 野 律 子
5番 根 本 和 男	6番 青 柳 秀 男	7番 石 川 喜 治
8番 村 上 信 吉	9番 福 田 裕	10番 廣 田 和 世
11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄	13番 篠 原 和 夫
14番 鈴 木 克 男	15番 牧 島 俊 男	16番 大 森 用 子
17番 毛 塚 欣 伸	18番 益 子 裕 幸	

(17名)

欠席委員 3番 福 田 春 男

推進委員

筧 則男	大栗 靖夫	川田 勝已	三品 博史	大柿 春男	川田 武雄
細川 康彦	高村 秀男	黒田 新造	黒川 啓一	竹澤 靖	柴田 忠
金子 孝之	荻原 俊彦	石川 一磨	市田 好久	松井 研吉	山崎 哲
奈良 茂男	小平 敏男	大類 英明	秋澤 和夫	廣瀬 博	大森 泰文

(24名)

欠席者 熊倉 正之 大門 和男 豊田 好男 瓦井 勝二 岩出 正行
青木 正好

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局 事務局長 駒 場 久 和 農地調整係長 福 田 昌 子
主 事 高 橋 知 生 主 事 前 澤 保 友

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福 田 昌 子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書4ページ1番について、地目の訂正を依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午後3時32分、第4回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

14番 鈴木克男 委員、15番 牧島俊男 委員。

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買2件、贈与1件、交換2件、使用貸借権設定1件、計6件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎矢野律子委員 1番、板荷の件は、板荷の譲渡人から譲受人への使用貸借権設定です。譲渡人の農業用機械が使えなくなったことから、譲受人が引き受けるようになりました。特に問題ありませんのでよろしくお願ひします。

◎根本和男委員 2番、引田の件は、譲渡人から譲受人への売買です。譲受人は兼業農家で、今回の売買で水稻の規模拡大をはかることとなります。特に問題ありませんのでよろしくお願ひします。3番、引田の件は、茨城県龍ヶ崎市の譲渡人から引田の譲受人への贈与です。3筆のうち1筆は問題ありませんが、残りの2筆は、現況と公図が大きく異なっており問題であります。この近隣の農地は、広範囲で同じように現況と公図が異なっており、20年以上前に許可なく整備を行ったと考えられます。このようになった経緯について調査が必要だと考えます。

◎福田裕委員 4番の塩山町と5番の奈佐原町の件は、塩山町の●●さんと●●さんの農地の交換です。どちらも農地が自宅の近くになるもので、問題ありませんのでよろしくお願ひします。

◎大森用子委員 6番、下粕尾の件は、下粕尾の譲渡人から譲受人への売買です。譲渡人は養豚と水稻栽培をしており、意欲にあふれています。また自身の農地と隣接する農地であることから立地条件も良く、問題ありませんのでご承認をお願ひします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎根本和男委員 3番の引田の件は、この地域は公図と現況が違っており、こうなった経緯と対応を示してもらいたいと考えます。

◎福田裕委員 引田のその場所は、以前、砂利採取をしたところではないですか。他地区で基盤整備をした時も現況と公図が大きく違っており、地元地権者を集めて聴取したところ、地元地権者同士で調整公図を作っていました。

◎根本和男委員 これまでの経緯のわかる説明資料をつけてもらいたいと思います。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問が無いため1番から2番、4番から6番の許可について諮り、決定した。3番については、保留とした。

◎議長は、議案第2号の「買受適格証明について（3条取得）」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第2号 買受適格証明（第3条取得）についてご説明いたします。買受適格証明は、農地の競売・公売に参加するための証明になります。今回は、競売について、3条取得に係る1件の買受適格証明願が提出されました。許可ができるかどうか事前に審議し、競売において最高価買受人となった場合は、改めて審議することなく許可することになります。別添の買受適格証明願（3条取得）に関わる農地法第3条調査書に記載しましたとおり、許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎根本和男委員 1番、酒野谷の件ですが、申請人は、建設業兼農業を営んでおり、自宅からすぐ近くの農地で、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問が無いため1番の証明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、村井町における、太陽光発電設備への転用申請については、北を道路、東

を田、西を赤道、南を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また、本案件は既に庭及び駐車場として一部利用されていることから始末書付きとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（鈴木克男委員）さる4月18日に、私と牧島俊男委員、駒場局長、福田係長、前澤主事で現地調査を行いました。議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、村井町の件は、鹿沼商工高校から南西に約700mの所で太陽光発電設備への転用です。周囲にはすでに太陽光発電設備が設置されており、状況から問題ないと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎村上信吉委員 1番、村井町の件は、申請人による2回目の太陽光発電設備への転用の許可申請で、前回の申請地よりも西に50mほど入ったところになります。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第3号について、質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番については始末書付きで許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、村井町における一般住宅への転用については、東と南を道路、北を宅地、西を農地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。2番、村井町における太陽光発電設備への転用については、北と南を水路、東を道路、西を田に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する「第2種農地・その他の農地」に区分されます。3番、村井町における太陽光発電設備への転用については、東と南を道路、北を田、西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、村井町における太陽光発電設備への転用については、西と南を水路、北を雑種地、東を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、上殿町における資材置場への転用については、西と南を道路、北を山林、東を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。6番、深津における駐車場への転用については、北を駐車場、南を山林、東を宅地・畑、西を

宅地・道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。7番、磯町における太陽光発電設備への転用については、東を道路、西を畑、南を原野・宅地、北を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、北赤塚町における農家住宅への転用については、北と東を道路、南を畑、西を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（鈴木克男委員）議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から4番を私から、5番から8番を牧島委員から報告します。

1番、村井町の件は、鹿沼商工高校から南に約700mの所で、使用貸借権による一般住宅への転用です。周囲の状況から問題ないと思われまます。2番、村井町の件は、鹿沼商工高校から南西に約700mの所で、賃借権による太陽光発電設備への転用です。周囲には太陽光発電設備がすでに設置されており、周囲の状況から問題ないと思われまます。3番、4番の村井町の件は、鹿沼商工高校から南西に約900mの所で隣接した農地であり、売買による太陽光発電設備への転用です。これも周囲の状況から問題ないと見て参りました。5番からは牧島委員にお願いします。

◎現地調査員（牧島俊男委員）5番、上殿町の売買の件は、鹿沼市下水道事務所から南東に約1.3kmの所にあり、資材置場への転用です。農振除外も済んでおり、問題ありません。6番、深津の賃借権設定の件は、北犬飼コミュニティセンターから東へ約600mの所にあり、駐車場への転用です。農振除外も済んでおり、問題ないと見てきました。7番、磯町の賃借権設定の件は、南押原中学校から西に約200mの所にあり、太陽光発電設備への転用であります。隣にはすでに太陽光発電設備が設置されており、問題ないと見てきました。8番、北赤塚町の売買の件は、廣濟寺から西に約50mの所にあり、農家住宅への転用です。農振除外も済んでおり、問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎村上信吉委員 1番、村井町の使用貸借権設定の件は、譲受人の一般住宅のための転用です。分家住宅なので、問題ありませんのでよろしく申し上げます。2番、3番、4番、村井町の件は、賃借権設定1件と売買2件で、太陽光発電設備のための転用です。業者は違いますが、この周辺は太陽光パネルが多く設置されている場所になり、問題ありませんのでよろしく申し上げます。5番、上殿町の件は、譲受人の変電設備などの資材を置くための転用です。これも問題ありませんのでよろしく申し上げます。

◎篠原和夫委員 6番、深津の賃借権設定の件は、譲受人の駐車場への転用で、農振除外申請の際も話のあったとおり、駐車場が不足していることから申請となったものです。問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◎鈴木克男委員 7番、磯町の件は、譲渡人から譲受人への賃借権設定で、太陽光発電設備のための転用です。現地確認報告にもあったとおり、問題ないので承認をお願いします。8番、北赤塚町の件は、譲渡人から、同じ北赤塚町に住む譲受人への売買で、農家住宅への転用です。こちらも現地確認報告にもあったとおり、問題ないので承認をお願いします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 8番の農家住宅への転用ですが、農家住宅と一般住宅では、何が違うのですか。

◎事務局（前澤主事）農家住宅は、農業者の住宅で、一般住宅の敷地は500㎡までが基準であります。農家住宅は1,000㎡を目安に、必要に応じて認めることができます。

◎議長は、議案第4号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第5号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より平成31年4月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書12ページをご覧ください。新規の利用権設定が、15件、68筆、99,358㎡となっております。続いて、議案書13ページをご覧ください。更新の利用権設定が、2件、3筆、10,395.04㎡となっております。続いて、議案書16ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、5件、21筆、44,205㎡となっております。続いて、議案書17ページをご覧ください。所有権移転が1件、1筆、2,690㎡となっております。これら合計23件、93筆、面積156,648.04㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、12番の案件が福田裕委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、12番の承認について諮り、決定した。議長は、福田裕委員の入室を促し、12番を除くそ

の他の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、12番を除く1番から23番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事） 議案第6号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第5号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書18～20ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第6号について質問、意見を求めた。

◎議長は、議案第6号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第6号については妥当と決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後4時27分閉会を宣した。

—◇—
以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

平成31年4月24日

議 長

署名委員

署名委員
